

牧山公園の活用に関する関連法案における制限等について

- 沖縄県立自然公園条例において、当該地域が伊良部県立自然公園に指定されており、建築物・工作物等を作る際には、沖縄県自然保護課と事前調整後、宮古島市環境保全課へ届出書の提出が必要となる。
- 宮古島市地下水保全条例において、地下水を新たに掘削・採取する場合、宮古島市環境保全課へ申請が必要となる。ただし、当該地域は、淡水レンズ状に地下水がたまっている箇所であるため、採水はかなり難しいと考えられる。また、将来、水道水源保全地域に含まれる可能性があるため、宮古島市水道総務課との調整が必要となる。
- 国の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）及び市の保全種に指定されている種の生息が確認されている土地であるため、国や市と事前調整が必要となる。
 - ミヤコカナヘビ：種の保存法（国）、保全種（市）
 - ウラキヤマタカマイマイ：種の保存法（国）、保全種（市）
- 当該地域は、警官法に基づく「宮古島市景観計画」の区域に該当するため、開発行為の前に宮古島市都市計画課に確認を行う必要がある。
- 10,000m²以上の都市計画法に規定する開発行為を行おうとする際は、同法第 29 条第 2 項に基づき県知事の許可を受ける必要がある。